

こんな消費者トラブル ありました！



市民生活課市民生活係
☎0824・73・1154

架空請求はがきに関する相談が
後をたちません

被害に遭わないために
手口を知っておきましょう

Q 相談事例

「民間訴訟通達センター」というところから、身に覚えのないはがきが届きました。訴訟の取り下げ最終期日が間近に迫っていたので慌てて電話をすると、相手が弁護士を紹介してくれました。その弁護士に電話をかけると、供託金として10万円をすぐに振り込むように指示されました。信用しても大丈夫ですか。

A 対処方法

架空請求のため
今後は連絡をせず
無視しましょう

★はがきの特徴

【その1】
給与の差し押さえなど、消費者の不安をあおる。

【その2】

「個人情報保護」などを理由に、周囲に相談させないようにする。

【その3】

公的機関のような名称を名乗る。

【例】国民訴訟お客様管理センター、民間訴訟通達センター、国民訴訟通達センター、民間訴訟告知センター、民事訴訟管理センター、消費生活相談センター など
※「法務省管轄支局」と併記されていることもあります。

●不安なときは、庄原市消費生活センターにご相談ください。

架空請求に関する相談は

庄原市消費生活センターへ！

地域へ出向いて説明・懇談を行う

「出前トーク」も受け付けています。

☎0824・73・1228

平日9時～16時（12時～13時は除く）